

合併協議会だより

5号

2004年
10月発行

編集・発行 / 高松市・塩江町合併協議会事務局



高松市水道資料館



ビカちゃん



高松市都市イメージキャラクター



内場ダム

合併の期日を平成17年9月26日とすることが、提案されました。
建設計画(まちづくりプラン)の案が、提案されました。(詳細は、7ページ参照)

合併協議会の第11回会議及び第12回会議が開催され、「介護保険事業」、「ごみ処理事業」などの取扱いが確認されました。

また、塩江町保健福祉総合施設(保健センター)及び塩江町営バスは、現行のとおり、高松市に引き継ぐことが確認されました。

目次

・第11回会議の概要	2
・第12回会議の概要	2
・合併後、こうなります！		
介護保険事業	5
ごみ処理事業	5
各種福祉事業	6
・建設計画(まちづくりプラン)案	7
・合併協定項目の協議状況	8
・お知らせ	8

第11回会議の概要

8月30日(月)に、合併協議会第11回会議が高松市役所で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

協議事項

議案第15号が認定され、議案第16号が、原案どおり決定されました。

また、第10回会議で提案された協議第25号から第28号までの4件が原案どおり確認されました。

さらに、協議第29号から第40号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。(別表1参照)

議案第15号

平成15年度高松市・塩江町合併協議会決算について

議案第16号

平成16年度高松市・塩江町合併協議会補正予算について

平成15年度歳入歳出決算が認定され、差引残高は平成16年度に繰り越し、事業推進費(協議会だよりの作成等)に充当。

第12回会議の概要

9月27日(月)に、合併協議会第12回会議が高松市役所で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

協議事項

第11回会議で提案された協議第29号から第39号までが原案どおり確認され、協議第40号(建設計画)は引き続き協議することとなりました。

また、協議第41号から第51号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。(別表2参照)

(別表1)

第11回会議で協議された事項

確認された事項

協議番号	合併協定項目	確認内容
第25号	附属機関等の取扱い	両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。
第26号	公共的団体等の取扱い	公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。
第27号	使用料・手数料等の取扱い	両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。
第28号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い	各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整する。

提案された事項(協議第29号~第40号)

- ・介護保険事業の取扱いについて
- ・障害者福祉事業について
- ・高齢者福祉事業について
- ・その他の福祉事業について
- ・保健衛生事業について
- ・環境対策事業について
- ・農林水産関係事業について
- ・交通関係事業について
- ・学校教育事業について
- ・社会教育事業について
- ・文化振興事業について
- ・建設計画について

(別表2)

第12回会議で協議された事項

確認された事項

協議番号	合併協定項目	確認内容
第29号	介護保険事業の取扱い	介護保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応する。 塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合する。
第30号	障害者福祉事業	障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。
第31号	高齢者福祉事業	高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。
第32号	その他の福祉事業	その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。 特定疾患者援護事業及び原子爆弾被爆者援護事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整する。 介護見舞金支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう調整する。 緊急通報装置貸与等事業の塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。 配食サービス事業の塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなす。
第33号	保健衛生事業	保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施する。 塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐ。 塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。
第34号	環境対策事業	環境対策事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できる。 塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。 塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。 塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。

詳しくは、会議資料をごらんください。(会議資料の閲覧方法は8ページ参照)

協議番号	合併協定項目	確認内容
第35号	農林水産関係事業	農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。 塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施する。 イノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。 間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施する。 塩江町の農林施設、重要稚仔放流事業、地籍調査事業及び農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐ。 塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施する。
第36号	交通関係事業	交通関係事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐ。
第37号	学校教育事業	学校教育事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。 塩江町地域で実施している、小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続する。 塩江町地域の学校給食及び奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。 塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。
第38号	社会教育事業	社会教育事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱う。
第39号	文化振興事業	文化振興事業については、高松市の制度に統一する。 塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱う。

詳しくは、会議資料をごらんください。（会議資料の閲覧方法は8ページ参照）

継続協議となった事項（協議第40号）

- ・建設計画については、引き続き協議することとなりました。

提案された事項（協議第41号～第51号）

- ・合併の期日について
- ・商工・観光関係事業について
- ・建設関係事業について
- ・その他の事業について
 - ・過疎地域の指定及び計画
 - ・情報公開制度
 - ・外部監査制度
 - ・ケーブルテレビ事業
 - ・水問題対策
 - ・塩江町老人福祉センター
 - ・各種スポーツイベント事業
 - ・農業経営者協会



合併後、こうなります！

合併協議会では、現在、高松市と塩江町の住民サービスの水準や住民負担の調整など、両市町の合併に関する様々な協議を進めています。

ここでは、特に住民の皆さんに関係の深い事項について、ピックアップしてお知らせします。

■合併後の塩江町地域の「介護保険事業」は、こうなります！

第12回会議において、合併後の介護保険事業の取扱いが確認されました。

第1号被保険者（65歳以上の者）の介護保険料を比較すると、次のようになります。

介護保険料（年額）の比較

段 階	区 分	高松市	塩江町	確認内容
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市町村民税世帯非課税の人	16,200円	20,200円	合併年度は、 現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一します。
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人	29,100円	30,300円	
第3段階	本人が市町村民税非課税の人	40,400円	40,300円	
第4段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	50,500円	50,400円	
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上500万円未満の人（塩江町は200万円以上の人）	60,600円	60,500円	
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が500万円以上の人	70,700円	なし	

注）介護保険料については、3年毎に事業計画の見直しを行い、算定されます。（表中の保険料額は平成16・17年度）

■合併後の塩江町地域の「ごみ処理事業」は、こうなります！

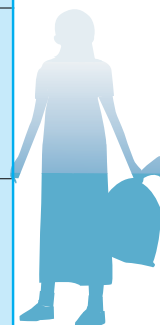
第12回会議において、合併後のごみ処理事業について確認されました。

ごみ処理事業については、高松市の制度に統一することとしますが、以下のとおり経過措置がとられることとなりました。

ごみ処理の手数料及び収集回数 一例 / 家庭系一般廃棄物（燃やせるごみ・破碎ごみ）

項 目	高松市	塩江町	経過措置
手数料 燃やせるごみ 破碎ごみ	10ℓ（特小）10円 20ℓ（小）20円 30ℓ（中）30円 40ℓ（大）40円 10月1日から適用	20ℓ 13円 30ℓ 20円	合併時まで購入された塩江町指定のごみ袋については、 <u>合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できます。</u>
収集回数 燃やせるごみ	週2回	週2回	塩江町における、ごみの収集回数については、 <u>合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとします。</u>
破碎ごみ	月2回	週1回	

*高松市のごみ処理制度については、高松市ホームページ（もっと高松）に詳しく掲載されていますので、ぜひご覧ください。（高松市ホームページアドレス <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>）



■ 合併後の塩江町地域の「各種福祉事業」は、こうなります！

第12回会議において、合併後の障害者福祉事業・高齢者福祉事業・その他の福祉事業について確認されました。各種福祉事業のうち、主なものについてお知らせします。

新しく受けられるようになるサービス

事業名	項目	サービス内容
訪問入浴サービス事業	対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者
	内容	巡回入浴車を派遣して、入浴を支援
	利用者負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額を負担 (0～12,500円/回 18階層に区分して徴収)
紙おむつ給付事業	対象者	一定の要件を満たす障害者(児)及び寝たきり高齢者等
	要件	生計中心者の前年分所得が800万円以下の者
	内容	1月60枚の紙おむつを給付
高齢者福祉タクシー助成事業	対象者	65歳以上で要介護認定を受けている市民税非課税の在宅の高齢者
	内容	年間15枚のタクシー券を交付。(1枚540円～550円)
在宅重度障害者介護見舞金支給事業	対象者	身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価8点以上、療育手帳 ^④ 及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者
	要件	市内に1年以上住所を有し、生計中心者の前年分所得が800万円以下の者
	内容	月額 6,000円

変更になるサービス

事業名	項目	現況		確認内容
		高松市	塩江町	
心身障害者医療費助成事業	対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳 ^④ 、A、 ^⑤ B、Bまたは戦傷病者手帳(一定要件有)に該当する者(所得制限無)	高松市と同じ	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一します。
	内容	高額療養費を除く、保険診療の自己負担相当額	4級及び療育手帳のBについては、自己負担額の1/2。その他の者については、高松市と同じ。	
	方法	現物給付(市外の病院及び食事代は償還給付)	償還給付	
高齢者生きがいデイサービス事業	対象者	おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者等	高松市と同じ	高松市の制度に統一します。塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとします。
	利用回数	月2回	週1回	
	利用者負担	生活保護世帯を除く世帯実施に要する費用の1割(間食代等は別途徴収)	全世帯 1回850円	
在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	対象者	65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族	高松市と同じ	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一します。ただし、所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額になるよう調整します。
	要件	市内に1年以上住所を有し、生計中心者の前年分所得が800万円以下	なし	
	内容	月額 6,000円	月額 15,000円	

夜間救急診療が受けられます！

高松市夜間救急診療所(保健センター1階)において、夜間の内科・小児科の救急患者の初期医療を年中無休で実施しています。(診療時間は、午後7時30分～午後11時30分)
その他、休日歯科診療補助事業・夜間救急歯科診療補助事業なども行っています。



建設計画（まちづくりプラン）の案が提案されました！

第11回会議及び第12回会議において、2月に開催した住民懇談会での意見等を取り入れ、建設計画（まちづくりプラン）の案が提案されました。今後、合併協議会での協議結果や、住民説明会での意見を踏まえ、検討を重ねていきます。今回提案された建設計画のうち、塩江町地域のまちづくりの概要は、以下のとおりです。

合併による新しいまちづくりの理念

地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指す。

みずからの判断と責任で、まちづくりを実践できる自立性の高い自治体を目指す。

合併により、行財政基盤の充実強化を図り、一体的、効率的な行政を進め、住民サービスと住民福祉の一層の向上を図る。

塩江町地域のまちづくり

塩江町地域の役割と機能

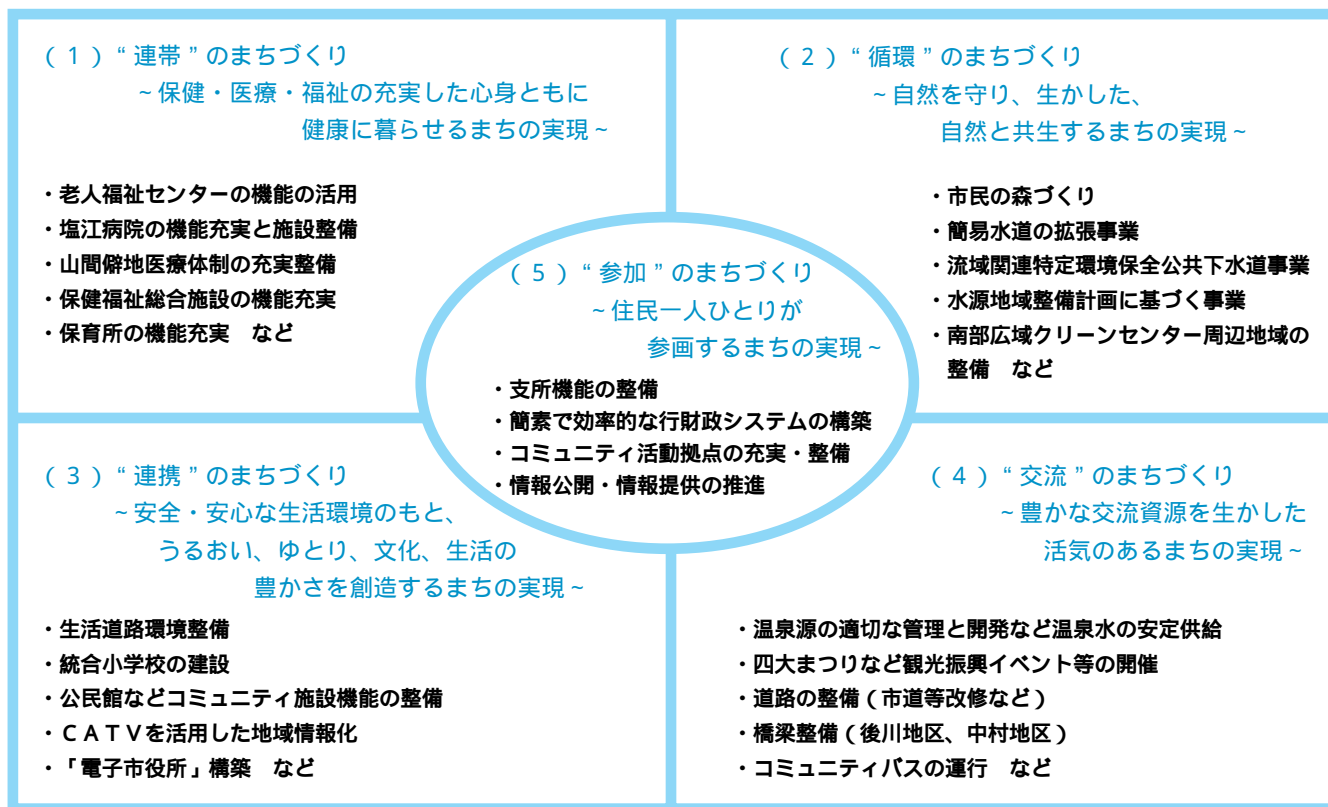
- (1) 自然と共生したやすらぎ機能
- (2) 温泉と自然を生かした交流機能
- (3) 暮らしの支援機能



- 塩江町地域の位置づけ -

“心と体のリフレッシュの舞台となる
オアシスゾーン”

塩江町地域の5つのまちづくりの基本目標と重点取り組み事項



将来都市構想における望ましい都市像

21世紀の四国の州都を展望した
風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市 / グレーター高松の創造

- 海・街・山と ^{まち}人が融け合う 元気なまち・高松 -

合併協定項目の協議状況

(第12回会議終了時点の協議状況)

合併協定項目	提 案	協議状況
1 基本的な協議事項		
1 合併の方式	第2回	第2回確認
2 合併の期日	第2回 第12回	第2回確認 継続協議
3 市の名称	第2回	第2回確認
4 市の事務所の位置	第2回	第2回確認
5 財産の取扱い	第9回	第10回確認
2 合併特例法に定める協議事項		
6 地域審議会の取扱い		
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い	第5回	第6回確認
10 一般職の職員の身分の取扱い		
3 その他協議事項		
11 町名・字名の取扱い	第4回	第5回確認
12 慣行の取扱い	第4回	第5回確認
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 条例・規則等の取扱い	第9回	第10回確認
15 特別職の職員の身分の取扱い	第4回	第5回確認
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い	第10回	第11回確認
18 公共的団体等の取扱い	第10回	第11回確認
19 消防団の取扱い	第7回	第8回確認
20 使用料・手数料等の取扱い	第10回	第11回確認
21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第10回	第11回確認
22 国民健康保険事業の取扱い	第7回	第8回確認
23 介護保険事業の取扱い	第11回	第12回確認
24 各種事務事業の取扱い		
4 建設計画に係る協議事項		
25 建設計画	第11回	継続協議

なお、合併協定項目の内容や協議結果などの詳細は、合併協議会のホームページに掲載していますので、是非、アクセスしてみてください。

合併協定項目	提 案	協議状況
24 各種事務事業の取扱い		
1 都市提携	第6回	第7回確認
2 電算システム事業	第6回	第7回確認
3 広聴広報事業	第6回	第7回確認
4 人権啓発事業	第8回	第9回確認
5 コミュニティ施策	第7回	第8回確認
6 障害者福祉事業	第11回	第12回確認
7 高齢者福祉事業	第11回	第12回確認
8 生活保護事業	第8回	第9回確認
9 児童福祉事業	第9回	第10回確認
10 その他の福祉事業	第11回	第12回確認
11 保健衛生事業	第11回	第12回確認
12 病院事業	第9回	第10回確認
13 環境対策事業	第11回	第12回確認
14 商工・観光関係事業	第12回	継続協議
15 農林水産関係事業	第11回	第12回確認
16 建設関係事業	第12回	継続協議
17 交通関係事業	第11回	第12回確認
18 上水道事業	第8回	第9回確認
19 下水道事業	第8回	第9回確認
20 消防防災関係事業		
21 学校教育事業	第11回	第12回確認
22 社会教育事業	第11回	第12回確認
23 文化振興事業	第11回	第12回確認
24 その他の事業		
女性政策	第7回	第8回確認
美術館事業	第9回	第10回確認
過疎地域指定及び計画	第12回	継続協議
情報公開制度	第12回	継続協議
外部監査制度	第12回	継続協議
ケーブルテレビ事業	第12回	継続協議
水問題対策	第12回	継続協議
塩江町老人福祉センター	第12回	継続協議
各種スポーツイベント事業	第12回	継続協議
農業経営者協会	第12回	継続協議

編集 発行

高松市・塩江町合併協議会事務局
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
TEL (087) 839-2121 FAX (087) 839-2125
URL <http://www.takamatsu-shionoe.jp>
E-mail : t8046@city.takamatsu.lg.jp

御意見をお待ちしています！

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただけますようお願いいたします。

合併協議会の傍聴について
会議開始30分前から先着順に受付し、傍聴証をお渡しします。傍聴の定員は50名以内。

会議資料等の閲覧について
合併協議会事務局と高松市役所、塩江町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。